



# 港湾環境整備施設事業における「大型遊具」設置工事の積算について（通知）

技術基準の種類：積算  
通知日：平成10年12月14日

港 第 142 号  
平成10年12月14日

倉吉土木事務所長  
米子土木事務所長  
鳥取港湾事務所長

} 様

港 湾 課 長

## 港湾環境整備施設事業における「大型遊具」設置工事の積算について（通知）

このことについて、平成10年12月4日付事務連絡で運輸省港湾局環境整備課補佐官から別紙のとおり通知がありました。ついては、当面の間、港湾環境整備施設事業の「大型遊具」設置工事の積算について、その遊具製品価格を共通仮設費の対象外（現場管理費は対象とする）として運用してください。

事 務 連 絡  
平成10年12月 4 日

都道府県  
政令指定都市  
重要港湾の管理者  
（都道府県及び政令指定都市を除く）  
港湾担当課長 殿

運輸省港湾局環境整備

補佐官 小野寺 實

## 港湾環境整備施設事業における「大型遊具」設置工事の積算について（通知）

港湾環境整備施設における工事の設計積算については、貴県市等が制定した積算基準において実施されているところであるが、今般「大型遊具」設置工事の積算については、建設省等直轄事業において別添 - 1 のとおり運用することとしたため、港湾局においても、当面の間、その遊具製品価格を共通仮設費の対象外（現場管理費は対象とする）として通用することとしたので通知する。

なお、貴都道府県内の市町村が管理する地方港湾の港湾管理者に、貴職より周知されるようお願いする。

### 記

遊具の製品価格の積算については、運輸省の現行の積算構成では「直接工事費」扱いとされ、共通仮設費及び現場管理費の対象となっているが、遊具のうち「大型遊具」の積算については、当面の間、その遊具製品価格を共通仮設費の対象外（現場管理費は対象とする）とし、平成11年 1 月 1 日以降に契約する工事から適用するものとする。

なお、運用にあたっての留意事項は以下のとおり。

1. 大型遊具の定義は、「施工現場の状況に合わせて工場製作される大型遊具（実施設計等でコンサルタント等に設計させた オリジナル製品、及び カタログ製品を複数直接組み合わせたもの）」とし、カタログ製品単体のものは含まない。
2. 大型遊具の製品価格の決定にあたり、見積や特別調査を依頼する場合は、製品の形状寸法・材質・規格・数量・機能・納入場所等の見積条件を明確にすること。
3. 大型遊具の現場での加工・組立・設置等の工事費用については、現行の積算構成どおり「直接工事費」扱いとし、共通仮設費及び現場管理費の対象とするが、見積等を依頼する場合は、作業内容・労務職種・人工等別に詳細な見積を依頼すること。

事務連絡  
平成10年 8 月17日

各地方建設局  
北海道開発局  
沖縄総合事務局

公園事業担当課長 殿  
公園工事積算担当課長 殿

建設省 都市局 公園緑地課

課長補佐 藤吉 信之

公園工事における遊具設置工事の積算について（通知）

遊具の製品価格の積算については、現行の積算構成では「直接工事費」扱いとされ、共通仮設費及び現場管理費の対象となっているが、遊具のうち「大型遊具」の積算については、当面の間、その遊具製品価格を共通仮設費の対象外（現場管理費は対象とする）とすることとしたので通知する。  
この運用については、平成10年10月1日以降に契約する工事から適用するものとする。  
なお、運用にあたっては、下記事項について留意されたい。  
また、この運用については、大臣官房技術調査室とも調整済みであることを申し添える。

記

1. 大型遊具の定義は、「施工現場の状況に合わせて工場製作される大型遊具（実施設計等でコンサルタント等に設計させたオリジナル製品、及びカタログ製品を複数直接組み合わせたもの）」とし、カタログ製品単体のものは含まない。
2. 大型遊具の製品価格の決定にあたり、見積や特別調査を依頼する場合は、製品の形状寸法・材質・規格・数量・機能・納入場所等の見積条件を明確にすること。
3. 大型遊具の現場での加工・組立・設置等の工事費用については、現行の積算構成どおり「直接工事費」扱いとし、共通仮設費及び現場管理費の対象とするが、見積等を依頼する場合は、作業内容・労務職種・人口等別に詳細な見積を依頼すること。